

◆新エネルギー設備設置経費等の内訳確認書(申請用)

◎ 太陽光発電設備に係る経費

	項 目	数量等	金額(税抜き/円)	備考
①	太陽電池モジュール			
②	架台			
③	パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)			
④	その他付属機器			
⑤	設置工事等に係る費用 (配線・配線器具の購入・電気工事・現場管理費等諸経費を含む)			
⑥				
⑦				
⑧	消費税			
	合計			

◎ 太陽熱利用設備・地中熱利用設備に係る経費

	項 目	数量等	金額(税抜き/円)	備考
①				
②				
③				
④				
⑤	消費税			
	合計			

◎ 蓄電設備に係る経費

	項 目	数量等	金額(税抜き/円)	備考
①				
②				
③				
④				
⑤	消費税			

◆太陽光発電設備等の仕様及び出力等確認書(申請用)

1、太陽光発電設備の概要

太陽光電池モジュール									
項目	内 容								
1)太陽光電池モジュールのメーカー名									
2)太陽電池モジュールの形式名	①								
	②								
	③								
	④								
	⑤								
	⑥								
3)太陽電池モジュールの公称最大出力と使用枚数	①		W	×		枚	=		W
	②		W	×		枚	=		W
	③		W	×		枚	=		W
	④		W	×		枚	=		W
	⑤		W	×		枚	=		W
	⑥		W	×		枚	=		W
4)太陽電池の公称最大出力(少数点2桁以下は切捨て)	合 計	.			kW	←			W

パワーコンディショナ					
	1)パワーコンディショナのメーカー名	2)パワーコンディショナの型式名	3)定格出力	4)台数	
①				kw	台
②				kw	台
③				kw	台
			定格出力の合計	.	kw

2、既に設置したシステムがある場合

今回申請分は増設である

既設分の太陽電池の公称最大出力とパワーコンディショナーの定格出力を下記の欄にそれぞれ記入してください

既設分の太陽電池の公称最大出力   .   kW 既設分のパワーコンディショナーの定格出力   .   kW

既設分の蓄電池の蓄電容量   .   kWh

3、余剰配線の確認

余剰配線で受給契約を行う  
 ※太陽光発電による電気が、太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、余剰の電気が逆流されるもの

4、太陽電池モジュールの設置を予定する建物等の所有者

申請者本人  申請者を含む共有  家族(続柄: )  その他

※その他の場合は、設置についての同意書を添付すること

5、住宅形態

戸建住宅  事務所等兼住宅  集合住宅

※集合住宅の場合は、申請者が居住し太陽光発電システムを使用するものであること

◆領収書等の金額内訳等確認書(請求用)

◎ 太陽光発電設備に係る経費

	項目	数量等	金額(税抜き/円)	備考
①	太陽電池モジュール			
②	架台			
③	パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)			
④	その他付属機器			
⑤	設置工事等に係る費用 (配線・配線器具の購入・電気工事・現場管理費等諸経費を含む)			
⑥				
⑦				
⑧	消費税			
	合計			

◎ 太陽熱利用設備・地中熱利用設備に係る経費

	項目	数量等	金額(税抜き/円)	備考
①				
②				
③				
④				
⑤	消費税			
	合計			

◎ 蓄電設備に係る経費

	項目	数量等	金額(税抜き/円)	備考
①				
②				
③				
④				
⑤	消費税			

◎ 重要確認事項

1	共通	設置した新エネルギー設備は未使用品です。
2	共通	設置した新エネルギー設備システムは補助金申請者が使用します。
3	共通	補助金申請者が経費全額を支払い、対応する領収書等すべてを添付したことを確認しました。
4	共通	領収書等の原本を補助金申請者が受領しました。
5	太陽光	電力受給契約書に記載の太陽光発電設備の設置場所(受給地点)は住宅です。
6	太陽光	電力受給契約書に記載の住所と太陽光発電設備の設置住所(受給地点)は同じ住所です。

上記の内容に相違ありません

設置(販売)事業者	会社印	補助金申請者本人の署名	押印

◆太陽電池モジュール出力確認書(請求用)

申請者氏名	
太陽電池メーカー	
太陽電池公称最大出力	(kW)

※小数点以下2桁未満切捨て

◎設置の状況が写真で確認できない場合は、設置伏図を添付すること

番号	型式名	製造番号	公称最大出力(W)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			

※本確認書以外に製造番号台紙による場合も可とする。